

金属くず業条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>金属くず業条例</u></p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）及び質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）と相まって金属類の盗犯その他の犯罪を防止する見地から、<u>金属くず業者の守らなければならない事項を定め、及びその履行を確保し、もつて公共秩序の維持に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「<u>金属くず</u>」とは、金属塊、金属製品（半製品を含む。）その他の金属類であつて、<u>次の各号のいずれにも該当しないものをいう。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 この条例において「<u>金属くず業</u>」とは、<u>金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、金属くずを売却することのみを行うもの以外のものをいう。</u></p> <p>(営業の届出)</p> <p>第三条 <u>金属くず業</u>を営もうとする者は、営業所（営業所がないときは、住所又は居所とする。以下同じ。）ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。</p> <p>一 本人の住所又は居所、氏名及び生年月日（法人にあつては、</p>	<p style="text-align: center;"><u>金属屑業条例</u></p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）及び質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）と相まって金属類の盗犯その他の犯罪を防止する見地から、<u>金属屑業者の守らなければならない事項を定め、及びその履行を確保し、もつて公共秩序の維持に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「<u>金属屑</u>」とは、金属塊、金属製品（半製品を含む。）その他の金属類であつて、<u>次に掲げる各号のいずれにも該当しないものをいう。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 この条例において「<u>金属屑業</u>」とは、<u>業として金属屑を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し若しくは交換することをいう。</u></p> <p>(営業の届出)</p> <p>第三条 <u>金属屑業</u>を営もうとする者は、営業所（営業所がないときは、住所又は居所とする。以下同じ。）ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。</p> <p>一 本人の<u>本籍</u>、住所又は居所、氏名及び生年月日（法人にあ</p>

改正後	改正前
<p>その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 前項の届出には、本人（法人にあつては、<u>その代表者</u>）の写真二枚を添えなければならない。</p>	<p>つては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 前項の届出には、本人（法人にあつては代表者）の写真（<u>最近六月以内に撮影した名刺型上半身脱帽のもの。次条第二項においても同じ。</u>）二枚を添えなければならない。</p>
<p>第四条 <u>金属くず業を営む者（以下「業者」という。）は、その使用する従業員（以下「従業員」という。）に行商をさせようとするときは、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>一 <u>行商をさせようとする従業員の住所又は居所、氏名及び生年月日</u></p> <p>二 <u>前号の従業員の所属する営業所の名称及び所在地</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第四条 <u>金属屑業を営む者（以下「業者」という。）は、その従業員に行商をさせようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項及び当該従業員の本籍、住所又は居所、氏名及び生年月日を公安委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>第五条 削除</p> <p>(届済証)</p> <p>第六条 公安委員会は、第三条又は第四条の届出を受けたときは、届済証を交付しなければならない。</p> <p>2 届済証の交付を受けた者は、<u>第三条又は第四条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十四日以内（当該変更に関する事項が登記を要する事項であるときは、二十日以内）にその旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、当該届出に係る事項が届済証の記載事項に該当するときは、当該届済証の書換交付を受けなければならない。</u></p>	<p>第五条 削除</p> <p>(届済証)</p> <p>第六条 公安委員会は、第三条又は第四条の届出を受理したときは、<u>別記様式第一号又は第二号による届済証を交付しなければならない。</u></p> <p>2 届済証の交付を受けた者は、<u>当該届済証の記載事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を公安委員会に届け出てその書換交付を受けなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 届済証の交付を受けた者は、当該届済証を<u>毀損し</u>、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(届済証の返納)</p> <p>第七条 届済証の交付を受けた者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、十日以内に届済証を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>一 廃業したとき。</p> <p>二 従業員が行商に従事しなくなつたとき。</p> <p>三 <u>届済証を毀損し</u>、再交付を受けたとき。</p> <p>四 届済証の再交付を受けた者が、<u>亡失し</u>、又は盗み取られた届済証を回復するに至つたとき。</p> <p>2 業者<u>(法人の場合を除く。)</u>が死亡したときは、<u>同居の親族又は法定代理人は</u>、前項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。</p> <p>3 法人の業者が解散し、又は消滅したときは、届済証に記載の代表者は、第一項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。</p> <p>(届済証の携帯等)</p> <p>第八条 業者及び従業員は、行商をするときは、届済証を携帯していなければならない。</p> <p>2 業者及び行商をする従業員は、取引の相手方から届済証の提示を求められたときは、これを提示するものとする。</p>	<p>3 届済証の交付を受けた者は、当該届済証を、<u>き損し</u>、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(届済証の返納)</p> <p>第七条 届済証の交付を受けた者は、次の各号の<u>一に</u>該当するに至つたときは、十日以内に届済証を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>一 廃業したとき</p> <p>二 <u>第四条第一項の従業員</u> (以下「従業員」という。)が行商に従事しなくなつたとき</p> <p>三 <u>き損したため</u>、届済証の再交付を受けたとき</p> <p>四 届済証の再交付を受けた者が<u>亡失し</u>、又は盗み取られた届済証を回復するに至つたとき</p> <p>2 業者が死亡したときは、<u>戸籍法</u> (昭和二十二年法律第二百二十四号) の規定による届出義務者は、前項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。</p> <p>3 法人が解散し、又は消滅したときは、<u>当該届済証に記載の代表者は</u>、第一項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。</p> <p>(届済証の携帯)</p> <p>第八条 業者は、行商をするときは、<u>当該届済証を携帯して</u>いなければならない。<u>従業員が行商をするときも同様とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>第九条 削除</p> <p>(営業の制限)</p> <p>第十条 業者は、未成年者又はその委託を受けた者と<u>金属くず</u>を売買し、若しくは交換し、又はこれらの者からその売買若しくは交換の委託を受けてはならない。<u>ただし、未成年者の同居の親族(未成年者を除く。)</u>又は法定代理人の同意があるときは、この限りでない。</p> <p>(確認及び申告)</p> <p>第十一条 業者は、<u>金属くず</u>を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき<u>又は警察官の承認があつたときは</u>、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>金属くず</u>に不正品の疑いがあるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。</p>	<p>(届済の表示)</p> <p>第九条 業者は、<u>営業所の見易い場所に営業の届出をしたことを証する別記様式第三号による木札を掲げなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の木札は、営業所の所在地を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)</u>の検印を受けなければならない。</p> <p>3 <u>第七条第一項第一号、若しくは第五号、第二項又は第三項の規定によつて届済証を返納する者又は木札を廃棄しようとする者は、第一項の木札を所轄警察署長に提出して検印の消除を受けなければならない。</u></p> <p>(営業の制限)</p> <p>第十条 業者は、未成年者又はその委託を受けた者と<u>金属屑</u>を売買し、若しくは交換し、又はこれらの者からその売買若しくは交換の委託を受けてはならない。<u>但し、未成年者の同居の親族又は法定代理人の同意があるときは</u>、この限りでない。</p> <p>(確認及び申告)</p> <p>第十一条 業者は、<u>金属屑</u>を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき、<u>又は警察官の承認があつたときは</u>、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項の場合において、当該金属屑</u>に不正品の疑いがあるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(帳簿等への記載等)</p> <p>第十二条 業者は、売買若しくは交換のため、又は<u>売買若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り、又は引き渡したときは、その都度、営業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿若しくは公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載し、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録し</u> ておかななければならない。</p> <p>一 <u>取引の年月日</u> 二 <u>金属くずの品目、数量及び特徴</u> 三 <u>相手方の住所、氏名、職業及び年齢</u> 四 <u>前条第一項の規定により行つた確認方法</u></p> <p>2 <u>業者は、前項の帳簿等を最終の記載をした日から三年間営業所に備え付け、又は同項の電磁的方法による記録を当該記録をした日から三年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかななければならない。</u></p> <p>3 業者は、<u>第一項の帳簿等又は電磁的方法による記録を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に届け出なければならない。</u></p>	<p>(帳簿)</p> <p>第十二条 業者は、<u>別記様式第四号による帳簿を備え、売買若しくは交換のため、又は売却若しくは交換の委託により、金属屑を受け取り、又は譲り渡したときは、そのつど、その帳簿に所定の事項を記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>業者又は従業員が行商をするときは、前項の帳簿を携帯しなければならない。</u></p> <p>3 <u>業者は、前項の帳簿を新調しようとするときは、その帳簿に紙数を明記し、所轄警察署長の検印を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>業者は、第一項の帳簿を廃棄しようとするときは、所轄警察署長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>5 <u>業者は、第一項の帳簿をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を所轄警察署長に届け出なければならない。これを回復したときも同様とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(品触れ)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業者は、品触れを受けた日にその<u>金属くず</u>を所持していたとき又は前項の期間内に品触れに相当する<u>金属くず</u>を受け取つたときは、速やかにその旨を警察官に届け出なければならない。</p> <p>(差止め)</p> <p>第十四条 業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた<u>金属くず</u>について、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由があるときは、所轄警察署長は、業者に対して三十日以内の期間を定めてその<u>金属くず</u>の保管を命ずることができる。</p> <p>(県外業者に係る営業の届出)</p> <p>第十五条 <u>県外の営業所において金属くず業を営む者が県内で行商をしようとするときは、第三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>一 本人の住所又は居所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日）</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>主として営業しようとする県内の地域</u></p> <p>四 <u>営業する期間</u></p> <p>2 <u>前項の規定による届出をした者がその従業員に行商をさせようとするときは、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公</u></p>	<p>(品触れ)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業者は、品触れを受けた日にその<u>金属屑</u>を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する<u>金属屑</u>を受け取つたときは、速やかにその旨を警察官に届け出なければならない。</p> <p>(差止め)</p> <p>第十四条 業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた<u>金属屑</u>について、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由があるときは、所轄警察署長は、業者に対して三十日以内の期間を定めてその<u>金属屑</u>の保管を命ずることができる。</p> <p>(県外業者)</p> <p>第十五条 <u>県外に営業所を有する者が県内において金属屑業を営もうとする者（以下「県外業者」という。）は、そのつど、第三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を営業地域を管轄する警察署に届け出なければならない。</u></p> <p>一 本人の<u>本籍</u>、住所又は居所、氏名及び生年月日（法人にあつては<u>その</u>名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏各及び生年月日）</p> <p>二 (略)</p> <p>三 営業をしようとする地域及び期間</p> <p>2 <u>県外業者がその従業員に行商をさせようとするときは、第四条の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項及び当該従業</u></p>

改正後	改正前
<p>安委員会に届け出なければならない。</p> <p>一 <u>行商をさせようとする従業員の住所又は居所、氏名及び生年月日</u></p> <p>二 <u>前号の従業員の所属する営業所の所在地</u></p> <p>三 <u>主として営業しようとする県内の地域</u></p> <p>四 <u>営業する期間</u></p> <p>(県外業者届済証)</p> <p>第十六条 <u>公安委員会は、前条第一項又は第二項の届出を受けたときは、県外業者届済証を交付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>県外業者届済証の交付を受けた者は、当該県外業者届済証を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、必要があるときは、県外業者届済証の再交付を受けることができる。</u></p> <p>(県外業者届済証の返納)</p> <p>第十七条 <u>県外業者届済証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに県外業者届済証を公安委</u></p>	<p><u>員の本籍、住所又は居所、氏名及び生年月日を前項の警察署長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>県外業者は、売買し、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属屑については、第一項第三号の営業期間内に、その種類、数量、並びに相手方の住所及び氏名を第一項の警察署長又はその地を受け持つ警察官に届け出なければならない。但し、第一項第三号の営業期間が十日を超える場合は、十日ごとに届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>第一項の県外業者には、第九条及び第十二条の規定を適用しない。</u></p> <p>(県外業者届済証)</p> <p>第十六条 <u>警察署長は、前条第一項又は第二項の届出を受理したときは、別記様式第五号又は第六号による県外業者届済証を交付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>県外業者届済証をき損し、亡失し、又は盗みとられたときは、直ちにその旨を発給した警察署長に届け出なければならない。この場合、必要があるときは再交付を受けることができる。</u></p> <p>(県外業者届済証の返納)</p> <p>第十七条 <u>県外業者届済証の交付を受けた者が当該営業を終つたときは、すみやかに当該県外業者届済証を発給した警察署長に</u></p>

改正後	改正前
<p>員会に返納しなければならない。</p> <p>一 <u>廃業したとき。</u></p> <p>二 <u>従業員が行商に従事しなくなったとき。</u></p> <p>三 <u>県外業者届済証を毀損し、再交付を受けたとき。</u></p> <p>四 <u>県外業者届済証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた県外業者届済証を回復するに至ったとき。</u></p> <p>五 <u>第十五条の規定により届け出た営業する期間が満了したとき。</u></p> <p>(立入り及び調査)</p> <p>第十八条 警察官は、必要があると認めるときは、営業時間中において業者の営業所又は<u>金属くずの保管場所に立ち入り、金属くず及び帳簿等（第十二条第二項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第二十二条第二号において同じ。）</u>を検査し、関係者に質問することができる。</p> <p>2 <u>前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(委任規定)</p> <p>第十九条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会が定める。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第二十条 (略)</p>	<p>返納しなければならない。</p> <p>(立入及び調査)</p> <p>第十八条 警察官は、必要があると認めるときは、営業時間中において業者の営業所又は<u>金属屑の保管場所に立ち入り、金属屑及び帳簿</u>を検査し、関係者に質問することができる。</p> <p>2 <u>前項の場合において警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者にこれを呈示しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(委任規定)</p> <p>第十九条 <u>第三条、第四条、第六条第二項及び第三項、第七条、第十五条並びに第十六条第二項の規定による届出の手續及びこの条例の施行に関して必要な事項は、公安委員会が定める。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第二十条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第二十一条 第六条第四項、<u>第八条第一項</u>、第十一条、<u>第十二条第一項若しくは第三項</u>、第十三条第二項若しくは第三項、第十五条、第十六条第二項又は第十七条の規定に違反し、又は第十四条の規定による<u>命令</u>に違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十一条 第六条第四項、<u>第八条</u>、第十一条、<u>第十二条第一項、第二項、第四項若しくは第五項</u>、第十三条第二項若しくは第三項、<u>第十五条第一項若しくは第二項</u>、第十六条第二項又は第十七条の規定に違反し、又は第十四条の規定による<u>処分</u>に違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第二十二条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 <u>第六条第二項若しくは第三項又は第七条</u>の規定に違反した者</p> <p>二 第十八条第一項の規定による警察官の<u>立入り</u>又は<u>帳簿等</u>の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>三 (略)</p>	<p>第二十二条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六条第二項若しくは<u>第三項、第七条、第九条、第十二条第三項又は第十五条第三項</u>の規定に違反した者</p> <p>二 <u>第十八条第一項</u>の規定による警察官の<u>立入</u>又は<u>帳簿</u>の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>三 (略)</p>
<p>第二十三条 (略)</p>	<p>第二十三条 (略)</p>
<p>別記様式第1号～第6号 削除</p>	<p>別記様式第1号～第6号</p>